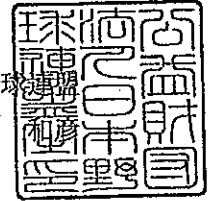


日野連105-13号

2019年10月5日

JABA 各地区連盟御中  
JABA 各加盟地方団体御中  
JABA 加盟クラブ登録チーム御中

公益財団法人日本野球連盟  
事務局長 谷田部



JABA クラブチーム運営ガイドライン改正に伴う運用等について

標題の件、2019年4月23日開催の定時理事会において改正されましたので、改めて改正内容並びに運用方法について通知しますので周知徹底願います。

記

1. JABA クラブチーム運営ガイドライン改正事項

(1) JABA クラブへの入会について

JABA クラブについては、2016年度より各チーム10名以上の入会をお願いしてまいりましたが、来年度(2020年度)より競技者全員に入会をお願いすることといたしました。JABA 競技者には、本連盟の目的にご賛同いただきたいこと、また、その上でJABA から発信される情報を直接入手し、各種事業への参画や情報の発信にご協力いただきたいと考えております。何卒ご理解をお願いいたします。

なお、2020年3月1日以降、JABA 登録システムにて運用を開始しますので各チームにて入会(または更新)の手続きを行ってください。

(2) 加盟登録に関する審査基準の制定

① 内容

新たに結成されたクラブチームがJABA に新規加盟を申請しようとする場合の審査基準を明記しました。また、審査基準をクリアできるまでの期間に、各加盟地方団体として試用期間を設けることができる制度(準加盟)も併せて設けました。

② 運用

クラブ登録チームの新規加盟申請手続きは以下とおりとし、2020年1月1日より運用開始といたします。詳細は別紙をご参照ください。

(3) 試用期間(準加盟)の設置

加盟地方団体は、審査基準に対し問題がある場合、試用期間(準加盟)を設けることができる。運用については「JABA クラブチーム運営ガイドライン」に記載の事項をご確認ください。

2. 添付書類

- (1) JABA クラブチーム運営ガイドライン
- (2) 新規クラブチーム加盟申請手続きフロー
- (3) クラブチーム新規加盟登録審査書

以上

別紙 2